

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)に係る予算流用について

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策として、低所得のひとり親世帯に対し子育て世帯生活支援特別給付金を早急に支給する必要があるため、予算流用にて対応する。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、国は令和3年3月16日の緊急対策関係閣僚会議において子育て世帯生活支援特別給付金の支給を決定した。

※ふたり親子育て世帯への給付金については、現在国が方策を検討中

3 事業内容

(1) 支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ②公的年金給付等を受けていることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※令和2年度に実施した給付金の基本給付と支給対象者の考え方は同様

(2) 支給額

児童1人当たり一律5万円。

4 事業費 381,361千円（財源：国 母子家庭対策等総合支援事業費補助金 10/10）

(1) 流用

	事業	節	細節	金額（千円）
流用元	児童扶養手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△14,694
流用先	児童扶養手当支給事業	10 需用費	01 消耗品	23
		10 需用費	17 印刷製本費	360
		11 役務費	03 郵便料	1,512
			11 手数料	1,760
12 委託料	14 その他事業	11,039		

(2) 基礎内容変更

	事業	内容	金額(千円)
基礎内容 変更	児童扶養手当支給 事業	児童扶養手当支給に対する 扶助費	△365,850
	児童扶養手当支給 事業	臨時特別給付金に対する扶助費	365,850

(3) その他

事業	内容	金額(千円)
児童扶養手当支給事業	人件費(職員の時間外手当)	817

5 スケジュール

時期	内容(支給対象者①～③)
4月20日	①児童扶養手当受給世帯に対して通知発送 ②③対象者に対する周知 ホームページ掲載、報道投げ込み
4月20日～4月28日	①受給拒否届出書受付
5月6日	②年金受給世帯及び③家計急変世帯の申請受付開始
5月11日	①児童扶養手当受給者に対する給付金支給
令和4年2月28日	②年金受給世帯及び③家計急変世帯の申請受付終了

6 その他

5月補正予算の議決後に、流用戻しを行う。